

春日部市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(職務復帰後における給与等の取扱い) 第6条 第7条 <u>市町村職員退職手当条例（昭和38年埼玉県市町村総合事務組合条例第1号）</u> 第11条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。	(職務復帰後における給与等の取扱い) 第6条 第7条 <u>埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和38年組合条例第1号）</u> 第11条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(春日部市職員公務災害等見舞金支給条例の一部改正)

第2条 春日部市職員公務災害等見舞金支給条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (3) <u>市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号</u> 。以下「消防団員補償条例」という。）第3条に規定する非常勤消防団員	(定義) 第2条 (3) <u>埼玉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年埼玉補条例第1号</u> 。以下「消防団員補償条例」という。）第3条に規定する非常勤消防団員

(春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条	(定義) 第2条

(2) 市町村消防団員等公務災害補償条例（平成18年埼玉県市町村総合事務組合条例第28号）の適用を受ける者

(2) 埼玉縣市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年埼消補条例第1号）の適用を受ける者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。